

平成 25 年度 住宅市場技術基盤強化推進事業

住宅市場技術基盤強化推進事業を行う補助事業者の募集についての公示

平成 26 年 1 月 28 日

国土交通省住宅局長 井上 俊之

平成 25 年度住宅市場技術強化推進事業のうち技術基盤の強化に関する事業を行う補助事業者の募集について公示する。

1. 事業概要

1) 事業名

住宅市場技術基盤強化推進事業

2) 事業目的

質の高い住宅・建築物ストック形成を推進するための長寿命化やリフォーム・既存住宅流通の促進等の住宅・建築行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用して、良質な住宅・建築物が適正なコストで供給される市場環境整備のための技術的基盤の強化等に対して支援を行い、住宅等の生産、供給、管理等に係る市場基盤の形成を総合的に推進する。

3) 事業内容

○住宅情報整備を通じた住宅市場分析事業

我が国の住宅市場における状況を継続的かつ的確に把握するため、継続的に住宅性能表示制度等を利用する住宅等に係る住宅情報を整理・統合する方法を開発するとともに、整理・統合された住宅情報を活用した分析を行う。

2. 公募期間

平成 26 年 1 月 28 日(火)16 時 00 分～平成 26 年 2 月 10 日(月)18 時 00 分(必着)

3. 公募対象事業者の要件

次の 1)～5)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- 1) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 2) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- 3) 膨大な数のデータを収集、整理及び分析した実績があるなど補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

- 4) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。
- 5) その他、提案事業を的確に遂行するために、以下に掲げる選定基準に特に合致すること。
  - ・ 我が国の新築住宅市場について、継続的にその傾向や特徴を分析する手法を提案すること
  - ・ 継続的に行う住宅市場の分析に係る視点を具体的に提案すること

#### 4. 公募対象事業

我が国の住宅市場における状況を継続的かつ的確に把握するため、継続的に住宅性能表示制度等を利用する住宅等に係る住宅情報を整理・統合する方法を開発するとともに、整理・統合された住宅情報を活用した分析を行う。

#### 5. 補助金の額 定額とする。

#### 6. 公募要領の交付期間及び場所

##### (1) 交付期間

平成 26 年 1 月 28 日(火)16 時 00 分～平成 26 年 2 月 10 日(月)18 時 00 分

##### (2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（内線：39436）

メール：[sasaki-m2ac@mlit.go.jp](mailto:sasaki-m2ac@mlit.go.jp)

担当：佐々木

#### 7. 応募書類の提出期限、場所及び方法

##### (1) 提出期限

平成 26 年 2 月 10 日(月)18 時 00 分まで（必着）

##### (2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課

##### (3) 方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。（提出期限必着）

##### (4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課

電話 03-5253-8111(代) F A X 03-5253-1629

担当：佐々木

※応募に関する質問は、説明書に記載した方法（電話、F A X等）にて受け付けます。（来訪等による問い合わせには対応しません。）

## 8. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、選定基準の項目の評価の高い者を予算の範囲内で採択する。

## 9. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 7(4)に同じ。
- (3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合は、その旨を提案書の提出時に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。